

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都江東区亀戸四丁目36番14号
(名 称) 日本フォームサービス株式会社
(法人番号 1011701006077)

上記被審人に対する令和元年度(判)第28号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2400万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年3月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年1月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都江東区亀戸四丁目36番14号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている会社である。

被審人は、被審人及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等、不適正な会計処理を行った。また、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」において、実態とは異なる記載を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、【表1】のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出したものである。

【表1】日本フォームサービス株式会社に係る開示書類の虚偽記載内容

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	平成27年8月14日	第59期第3四半期(平成27年4月1日～平成27年6月30日)に係る四半期報告書	平成26年10月1日～平成27年6月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	四半期純利益が▲6百万円であるところを20百万円と記載	・売上原価の過少計上
2	平成27年12月24日	第59期(平成26年10月1日～平成27年9月30日)に係る有価証券報告書	平成26年10月1日～平成27年9月30日の連結会計期間	連結損益計算書	当期純利益が▲17百万円であるところを44百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・売上原価の過少計上

3	平成 28 年 12 月 22 日	第 60 期（平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）に係る有価証券報告書	平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,129 百万円であ るところを 3,071 百万円と記載	・売上の前倒し 計上 ・売上原価の過 少計上
				連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が▲797 百万円 であるところを 6 百万円と記載	・固定資産の減 損損失の不計上
				【表 2】のとおり、「第一部 企業情報」・「第 4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」に、実態と異なる記載		
4	平成 29 年 2 月 14 日	第 61 期第 1 四半期 （平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,083 百万円であ るところを 2,989 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上
5	平成 29 年 5 月 15 日	第 61 期第 2 四半期 （平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,210 百万円であ るところを 3,038 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上

6	平成 29 年 8 月 14 日	第 61 期第 3 四半期 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日)に係る四半 期報告書	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,079 百万円であ るところを 3,041 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上
7	平成 29 年 12 月 21 日	第 61 期 (平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)に 係る有価証券報告 書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,982 百万円であ るところを 3,035 百万円と記載	・売上の前倒し 計上 ・売上原価の過 少計上 ・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上
				連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が▲136 百万円 であるところを ▲23 百万円と記 載	
				【表 2】のとおり、「第一部 企業情報」・「第 4 提 出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの 状況等」・「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」 に、実態と異なる記載		
8	平成 30 年 2 月 14 日	第 62 期第 1 四半期 (平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日)に係る 四半期報告書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,957 百万円であ るところを 2,976 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上
9	平成 30 年 5 月 15 日	第 62 期第 2 四半期 (平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)に係る四半 期報告書	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,058 百万円であ るところを 3,021 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上

10	平成 30 年 8 月 14 日	第 62 期第 3 四半期 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日)に係る四半 期報告書	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,007 百万円であ るところを 2,955 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上
11	平成 30 年 12 月 20 日	第 62 期 (平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日)に 係る有価証券報告 書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,936 百万円であ るところを 2,382 百万円と記載	・過去の固定資 産の減損損失の 不計上による純 資産の過大計上
				【表 2】のとおり、「第一部 企業情報」・「第 4 提 出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの 状況等」・「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」 に、実態と異なる記載		

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【表2】「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載内容

番号	記載事項	主な虚偽記載の内容
1	「②企業統治の体制」の記載	<p>・「取締役会は無価証券報告書提出日現在、3名の取締役で構成され、原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し、対策を検討しております。」と記載していたが、被審人は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった</p>
2	「②企業統治の体制」の記載	<p>・被審人の監査役は、「取締役会をはじめ、経営会議、開発会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行について厳正な監査を行っております」と記載していたが、常勤監査役は、これらの会議に出席してはいるものの、取締役の業務執行に関して何ら監査していないなど、被審人の監査役は厳正な監査を行っていなかった</p>
3	<p>「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状況」・「IV 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制/取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」の記載</p>	<p>・被審人が実施している内部統制システムの内容について「コンプライアンス担当取締役を任命し、監査室を設け全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り及び監査役に報告されるものとする。」と記載していたが、被審人は、コンプライアンス担当取締役を任命したことはなく、また、監査室も業務分掌規程で規定したのみで実体がなかった</p>
4	<p>「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状況」・「VIII その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の記載</p>	<p>・被審人が実施している内部統制システムの内容について「監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。」と記載していたが、被審人監査役は、会計監査人との間で意見交換を行ったことがなかった</p>

5	<p>「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状況」・「IX 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる集団における業務の適正を確保するための体制」の記載</p>	<p>・被審人が実施している内部統制システムの内容について「当社は、子会社の内部統制を担当する部署を総務部とし、他の事業部と連携し子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導・支援を実施する。」と記載していたが、被審人は、これらの施策や指導・支援を行っておらず、また、「総務部は子会社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。」と記載していたが、被審人は、内部統制の状況について取締役会に報告していなかった</p>
6	<p>「④内部監査及び監査役監査、会計監査の状況」・「i 内部監査及び監査役監査の状況」の記載</p>	<p>・被審人監査役は、「監査人との連携を図るために、決算期並びに必要な都度ミーティングを行い、現状の監査状況及び業務執行に対して意見交換を行っております。」と記載していたが、被審人監査役は、会計監査人との間で意見交換を行ったことがなかった</p>

2 法令の適用

上記1の【表1】に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号2

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号3

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号4、同5及び同6

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号7

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号4、同5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号8、同9及び同10

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号11

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号8、同9、同10及び同11は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

上記1の【表1】に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 59 期事業年度（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）第 3 四半期（平成 27 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 59 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 59 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号 1 及び同 2 において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 59 期第 3 四半期報告書	69,022 円
第 59 期有価証券報告書	67,323 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 59 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 59 期有価証券報告書については、6,000,000 円となる。

ここで、第 59 期第 3 四半期報告書及び第 59 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 59 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 59 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 59 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 3

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 60 期事業年度（平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額（59,374 円）

が

② 6,000,000 円

を超えないことから、課徴金額は6,000,000円となる。

番号4、同5、同6及び同7

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第61期事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）第1四半期（平成28年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第61期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第61期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成29年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第61期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第61期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号4、同5、同6及び同7において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第61期第1四半期報告書	54,989円
第61期第2四半期報告書	65,333円
第61期第3四半期報告書	62,525円
第61期有価証券報告書	63,438円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第61期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第61期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第61期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第61期有価証券報告書については、6,000,000円となる。

ここで、第61期第1四半期報告書、第61期第2四半期報告書、第61期第3四半期報告書及び第61期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第61期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、

6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第61期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第61期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第61期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第61期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{円}$$

となる。

番号8、同9、同10及び同11

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第62期事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）第1四半期（平成29年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第62期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成30年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第62期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成30年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第62期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第62期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号8、同9、同10及び同11において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第62期第1四半期報告書	66,232円
第62期第2四半期報告書	83,890円
第62期第3四半期報告書	89,331円
第62期有価証券報告書	79,916円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第 62 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 62 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 62 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 62 期有価証券報告書については、6,000,000 円となる。

ここで、第 62 期第 1 四半期報告書、第 62 期第 2 四半期報告書、第 62 期第 3 四半期報告書及び第 62 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 62 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 62 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 62 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 62 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 62 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。